

教 総 第 1038号  
教 教 企 第 1022号  
令和 5 年 4 月 21日

各 課 長  
各 地 方 機 関 の 長  
各 教 育 機 関 の 長 様  
各 県 立 学 校 長  
各 市 町 組 合 教 育 長

兵庫県教育長

夏季休暇の取得期間の特例について（通知）

このことについて、令和5年においても、下記のとおり夏季休暇の取得期間にかかる特例措置を実施しますので、職員に措置内容の周知を図っていただきますようお願いします。  
なお、各市町組合教育委員会にあっては、管内各学校に対し、このことを通知願います。

記

夏季休暇の取得期間 5月から10月まで  
(現行：6月から9月まで)